

日本アロマセラピー学会会費未納者へのお願い

日頃より日本アロマセラピー学会の運営にご協力を頂きまして誠にありがとうございます。さて、みなさまにおかれましては、学会費のご納入の意思はお有りでありしやうにもかかわらず、納入を失念されていることと推察しております。

しかし、長期未納者の方に対しましては、数回のメールまたは郵便にて、学会費納入のお願いを差し上げて参りましたが、未だにご返答を頂けない状況が続いております。現在、当学会の学会費未納者は約260名（2022年8月30日現在）に及び、当学会の運営は逼迫している状況でございます。不本意ではございますが、このような背景から学会費未納者の方を開示させて頂いた次第です。

学会の更なる発展の為には、学会員皆さまのご協力とご支援が必要不可欠となります。是非とも皆さまには会員を継続して頂き、年会費の納入をお願いして頂きたく存じます。残念ながら退会を希望される方は、定款の第16条（5）をご覧頂きますようお願い致します。退会に際しては、退会届を提出し、事務局が当該年度までの会費納入状態を確認後、年度末の理事会で承認を受けて受理されるまでの手続きが必要です。なお、退会申出は、お電話等では受付できませんのでご注意ください。

ホームページ緑枠の下段に未納者リストが開示されております。もし、お知り合いの方がおられましたら、お声をかけて頂きますと幸いです。何卒よろしくお願い申し上げます。

*** 会費を納入頂きました方は、事務局にて入金を確認でき次第、すみやかに未納者リストよりお名前を削除させて頂きます。**

定 款 第 16 条

- (1) 会員は、理事会において別に定める入会費及び年会費を納入しなければならない。ただし、名誉会員は入会費及び年会費を免除する。
- (2) この法人に納入した会費はいかなる理由によっても返還しない。また、会期中の入退会でも減額はしない。
- (3) 会費の納入期限は、毎事業年度の開始日(4月1日)から6か月以内とする。
- (4) 前年度までの会費未納者は学会誌の送付、及び学会主催のあらゆる事業に参加することができない。
- (5) 別途定める退会届を理事長に提出し、事務局が当該年度までの会費納入状態を確認後、年度末の理事会の承認をうけ受理される。退会の申し出は当該年度末までとする。